

# 兵庫県公報

平成21年 4月28日 火曜日 第 2076 号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 淡路市の区域内において新たに生じた土地であることを確認した旨の届出（市町振興課）	2
○ 淡路市の区域内における字の区域変更（同）	2
○ 平成21年度消防設備士試験の実施（消防課）	2
○ 救急病院の認定（医務課）	4
○ 昭和45年兵庫県告示第1405号（農業振興地域の指定）の一部改正（総合農政課）	4
○ 昭和49年兵庫県告示第1026号（農業振興地域の指定）の一部改正（同）	4
○ 土地改良区の設立認可（農地整備課）	4
○ 土地改良区役員の退任の届出（同）	5
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	5
○ 町営土地改良事業の施行同意（同）	5
○ 第5種共同漁業権遊漁規則の変更認可（水産課）	5
○ 漁船保険の付保義務の消滅（同）	8
○ 漁船保険の付保義務の発生（同）	8
○ 漁船保険の付保義務の同意を求めるための事前届出に係る指定漁船調書の縦覧（同）	9
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水質課）	9
○ 基本測量を実施する旨の通知（契約管理課）	10
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	11
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	11
○ 道路の区域の変更、供用開始等（同）	11
○ 同 上（同）	12
○ 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	12
○ 都市計画の変更及び図書の縦覧（都市計画課）	19
○ 同 上（同）	19
○ 同 上（同）	20
○ 都市計画の決定及び図書の縦覧（同）	20
○ 都市計画の変更及び図書の縦覧（同）	20
○ 同 上（同）	20
○ 同 上（同）	21
○ 都市計画の決定及び図書の縦覧（同）	22
○ 都市計画の変更及び図書の縦覧（同）	22
○ 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則に規定する知事が定める日（住宅管理課）	22
○ 昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部改正（会計課）	22
<b>公 告</b>	
○ 兵庫県労働委員会の労働者委員候補者及び使用者委員候補者の推薦を求める公告（労政福祉課）	23
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（都市計画課）	23
<b>病院局公告</b>	
○ 政府調達に関する協定に係るプロポーザルの募集公告（県立加古川病院）	24
<b>正 誤</b>	
○ 平成20年 6月13日付け兵庫県公報号外中	26
○ 平成21年 3月23日付け兵庫県公報号外中	26

告 示

**兵庫県告示第521号**

淡路市の区域内に次の土地が新たに生じたものであることを平成21年 3 月 30 日に確認した旨、地方自治法(昭和22年法律第67号) 第 9 条の 5 第 1 項の規定により、淡路市長から届出があった。

平成21年 4 月 28 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

所 在 地	面 積
淡路市育波字前濱83の15、83の19、83の21及び83の23の地先の公有水面埋立地	2,973.64㎡
淡路市育波字前濱83の18及び育波字濱田44の15の地先の公有水面埋立地	1,448.25㎡



**兵庫県告示第522号**

淡路市の区域内において、次のとおり、字の区域の変更をする旨、地方自治法(昭和22年法律第67号) 第260条第 1 項の規定により、淡路市長から届出があった。

平成21年 4 月 28 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

編 入 す る 区 域		編入先の字
所 在 地	面 積	
淡路市育波字前濱83の15、83の19、83の21及び83の23の地先の公有水面埋立地	2,973.64㎡	育波字前濱
淡路市育波字前濱83の18及び育波字濱田44の15の地先の公有水面埋立地	1,448.25㎡	育波字前濱

備考 地番は、平成21年 1 月 31 日現在の地番である。



**兵庫県告示第523号**

消防法(昭和23年法律第186号) 第17条の 8 に規定する消防設備士試験を、財団法人消防試験研究センターに委任して次のとおり実施する。

平成21年 4 月 28 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 試験日時

期 日	時間帯	試 験 の 種 類	試 験 時 間
平成21年 8 月 1 日 (土)	午 前	甲種第 1 類、第 2 類、第 3 類、第 5 類	午前 9 時 30 分から 午後 0 時 45 分まで
		乙種第 1 類、第 2 類、第 3 類、第 5 類	午前 11 時から 午後 0 時 45 分まで
	午 後	甲種第 4 類	午後 1 時 40 分から 午後 4 時 55 分まで
		乙種第 4 類	午後 1 時 40 分から 午後 3 時 25 分まで

同月2日(日)	午前	乙種第6類	午前10時から 午前11時45分まで
	午後	甲種特類	午後1時から 午後3時45分まで
		乙種第7類	午後1時から 午後2時45分まで

(注意) 同一時間帯で2種類以上の受験は認めない。

## 2 試験場所

兵庫県立兵庫工業高等学校 神戸市兵庫区和田宮通2丁目1番63号

## 3 試験

消防法第17条の8第1項に規定する試験を行う。

### (1) 筆記試験

消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第33条の10第2項に掲げる科目について試験を行う。

### (2) 実技試験

消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置及び維持に必要な技能について筆記により試験を行う。

## 4 受験資格

### (1) 甲種特類

消防法施行規則第33条の8第2項の規定に該当する者

### (2) 甲種

消防法第17条の8第4項の規定に該当する者

### (3) 乙種

受験資格は問わない。

## 5 受験手続

### (1) 提出書類等

#### ア 受験願書

次の場所で5月下旬から配布する。

県下各消防本部(署)、県下各県民局、姫路市役所家島事務所、兵庫県企画県民部災害対策局消防課及び財団法人消防試験研究センター兵庫県支部

#### イ 写真1枚(縦3センチメートル、横2.4センチメートル)

### (2) 資格証明書類

#### ア 甲種特類及び甲種消防設備士試験受験者

受験資格を有することを証明する書類

#### イ 試験科目免除者

消防法施行規則第33条の11第1項から第6項に該当することを証明する書類

### (3) 受付期間及び受付方法

#### ア 受付期間 平成21年6月18日(木)から同月26日(金)まで

#### イ 受付方法 ○郵送の場合

郵送の場合は、簡易書留等、送達確認可能な方法で送付すること(受付最終日消印有効)。

#### ○持参の場合

上記期間内で土曜日及び日曜日を除く午前9時から午後5時までとする。

なお、記載内容及び提出書類に不備がある場合は受理しない。

#### ウ 提出先 財団法人消防試験研究センター兵庫県支部

### (4) 手数料

#### ア 甲種特類 5,000円

#### イ 甲種 5,000円

#### ウ 乙種 3,400円

指定の用紙で郵便局にて払込みのうえ「郵便振替払込受付証明書」(受験願書添付用)を受験願書に貼り付けること。ただし、受験願書受付後は原則として手数料の返還は認めない。

6 合格及び不合格の発表

平成21年9月7日頃、財団法人消防試験研究センター兵庫県支部窓口に公示するとともに受験者全員に郵便で通知する。

7 受験についての問い合わせ先

財団法人消防試験研究センター兵庫県支部

〒650-0011 神戸市中央区下山手通5丁目12-7 協和ビル5階

電話 (078) 361-6610



兵庫県告示第524号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、次の医療機関を救急病院と認定した。

平成21年4月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 名 称 松田病院  
 所 在 地 神戸市北区松が枝3丁目1番の74  
 認 定 年 月 日 平成20年12月13日  
 認定の有効期限 平成23年12月12日
- 2 名 称 神戸海星病院  
 所 在 地 神戸市灘区篠原北町3丁目11番15号  
 認 定 年 月 日 平成20年12月27日  
 認定の有効期限 平成23年12月26日
- 3 名 称 財団法人 甲南病院  
 所 在 地 神戸市東灘区鴨子ヶ原1丁目5番16号  
 認 定 年 月 日 平成21年3月3日  
 認定の有効期限 平成24年3月2日



兵庫県告示第525号

昭和45年兵庫県告示第1405号（農業振興地域の指定）の一部を次のように改正する。

その関係図面は省略し、兵庫県農政環境部農政企画局総合農政課及び神戸県民局神戸農林水産振興事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成21年4月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

本文中神戸農業振興地域図の一部を改める。



兵庫県告示第526号

昭和49年兵庫県告示第1026号（農業振興地域の指定）の一部を次のように改正する。

その関係図面は省略し、兵庫県農政環境部農政企画局総合農政課及び阪神北県民局阪神農林振興事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成21年4月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

本文中三田農業振興地域図の一部を改める。



兵庫県告示第527号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により、次の土地改良区の設立を認可した。

この認可について不服がある場合には、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この認可の取消しの訴えを提起することができる。

平成21年4月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	事業名	地区名	認可年月日
西治土地改良区	県営土地改良事業により造成された施設の維持管理事業	西治地区	平成21年4月8日



兵庫県告示第528号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

平成21年4月28日

兵庫県知事 井戸敏三

成谷土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	山本 荘治郎	三田市成谷222番地



兵庫県告示第529号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成21年4月28日

兵庫県知事 井戸敏三

土地改良区の名称	認可年月日
北淡路土地改良区	平成21年4月13日
新田井堰土地改良区	同 月15日



兵庫県告示第530号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において読み替えて準用する同法第10条第1項の規定により、次の町に係る土地改良事業の施行に同意した。

この同意について不服がある場合には、この同意があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この同意の取消しの訴えを提起することができる。

平成21年4月28日

兵庫県知事 井戸敏三

町の名称	事業名	地区名	同意年月日
佐用町	ため池等整備事業（一般） ため池整備工事 団体営小規模	奥田池地区	平成21年4月15日



兵庫県告示第531号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第5項の規定により、第5種共同漁業権遊漁規則の変更を平成21年4月15日に次のとおり認可した。

平成21年4月28日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 漁業権者  
 名 称 市川水系漁業協同組合連合会  
 所在地 神崎郡神河町寺前218-1
- 2 漁業権番号  
 内共第5号
- 3 認可に係る変更の内容  
 第3条第2項の表を次のように改める。

地区名	区 域	期 間
黒 川	朝来市生野町魚ヶ滝、魚ヶ滝キャンプ場洗堰にある標柱から同市同町黒川、梅ヶ畑1号橋までの区域。ただし、黒川特定漁場を除く。	9月第1日曜日から 9月30日まで

地区名	区 域	期 間
栃原川	朝来市生野町・神崎郡神河町の市町境から朝来市生野町菖蒲沢橋までの区域。	9月第1日曜日から 9月30日まで

第5条の表市川生野漁業協同組合の項中「生野町・大河内町境」を「朝来市・神河町境」に、同表長谷漁業協同組合の項中「生野町・大河内町境」を「朝来市・神河町境」に改める。

第9条第1項中「第1号の場合において」を削除し、「同号」を「次表」に改め、同条同項表あゆの項中「8,000円」を「10,000円」に改める。

第5条第3項の表を次のように改める。

名 称	所 在 地
市川水系漁業協同組合連合会	神崎郡神河町寺前 神河町商工会大河内支所内 (0790) 34-0811
市川生野漁業協同組合	朝来市生野町口銀谷 朝来市生野庁舎内 (079) 679-2240
	朝来市生野町栃原 松本周三 (079) 679-2809
	朝来市生野町上生野 銀山湖湖畔 (079) 679-2976
	朝来市生野町黒川 魚ヶ滝荘 (079) 679-4334
	朝来市生野町黒川 黒川養魚場 (079) 679-4356
長谷漁業協同組合	神崎郡神河町長谷 役場長谷支所内 (0790) 35-0001
	神崎郡神河町長谷 大仲憲一 (0790) 35-0674
	神崎郡神河町長谷 高内 敏 (0790) 35-0664
	神崎郡神河町澗 中野 昇 (0790) 35-0093

寺前漁業協同組合	神崎郡神河町寺前	神河町商工会大河内支所内 (0790) 34-0811
	神崎郡神河町高朝田	片岡健次 (0790) 34-0700
	神崎郡神河町柏尾	喫茶みちる (0790) 32-1988
越知川漁業協同組合	神崎郡神河町山田	神崎町森林組合内 (0790) 32-1068
	神崎郡神河町岩屋	奥野鶴雄 (0790) 33-0670
	神崎郡神河町山田	藤森商店 (0790) 32-0702
	神崎郡神河町山田	広岡商店 (0790) 32-0038
	神崎郡神河町中村	松原菓子店 (0790) 32-1170
	神崎郡神河町栗賀町	農協栗賀支店 (0790) 32-1212
	神崎郡神河町越知	農協越知谷店 (0790) 33-0001
	神崎郡神河町杉	森林組合大山支所 (0790) 32-0002
岡部川漁業協同組合	神崎郡市川町西川辺	市川町役場内 (0790) 26-1010
市川本流漁業協同組合	姫路市香寺町中屋	姫路市香寺事務所内 (0792) 32-0001

第 5 条第 5 項の表黒川特定漁場の項中「朝来郡生野町」を「朝来市生野町」に、同表越知川特定漁場の項中「神崎郡神崎町」を「神崎郡神河町」に改める。

第11条第 3 項の表を次のように改める。

名 称	所 在 地
兵庫県内水面漁業協同組合連合会	神戸市中央区中山手通 7 丁目 28-33 兵庫県立産業会館 5 階
猪名川水系漁業協同組合連合会	川辺郡猪名川町差組字フチノ 135 番地
武庫川漁業協同組合	西宮市生瀬町 2 丁目 23-1
羽束川漁業協同組合	三田市上槻瀬 639
市川水系漁業協同組合連合会	神崎郡神河町 神河町商工会大河内支所内
揖保川漁業協同組合	宍粟市山崎町五十波 1013

竹田川漁業協同組合	丹波市市島町 丹波市役所市島支所内
竹野川漁業協同組合	豊岡市竹野町轟371
矢田川漁業協同組合	美方郡香美町村岡区入江割石717-3
岸田川漁業協同組合	美方郡新温泉町浜坂2143-10

別表(1)中「生野町」を「朝来市生野町」に改める。

別表(2)黒川特定漁場の項中「朝来郡生野町」を「朝来市生野町」に、同表越知川特定漁場の項中「神崎郡神崎町」を「神崎郡神河町」に改める。

- 4 変更後の第5種共同漁業権遊漁規則の施行期日  
認可の日から施行する。



**兵庫県告示第532号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区については、平成17年兵庫県告示第551号（付保義務の発生）で告示した加入区の指定による保険に付すべき義務は、平成21年5月9日限りで消滅する。

平成21年4月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 東二見加入区
- 西二見加入区
- 播磨町加入区
- 大塩町加入区
- 的形加入区
- 白浜加入区
- 網干加入区
- 室津加入区
- 相生加入区
- 浅野浦加入区
- 一宮町加入区
- 五色町加入区



**兵庫県告示第533号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定により提出された義務付保同意成立届を審査した結果、次の加入区については、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

なお、保険に付すべき義務は、平成21年5月10日から発生する。

平成21年4月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 東二見加入区
- 西二見加入区
- 播磨町加入区
- 大塩町加入区
- 的形加入区
- 白浜加入区
- 網干加入区
- 室津加入区
- 相生加入区
- 浅野浦加入区
- 一宮町加入区

五色町加入区



**兵庫県告示第534号**

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成21年4月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 届出事項

発起人の住所及び氏名	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項に規定する申出をする漁業協同組合の名称
洲本市海岸通1丁目5番24号 炬 口 政 胤 同 市海岸通1丁目3番21号 角 邑 利 夫	洲本	洲本漁業協同組合
洲本市炬口2丁目4番1号 竹 岡 千 尋 同 市炬口1丁目7番1号 山 本 浩 之	炬口	炬口漁業協同組合
高砂市高砂町西宮町369 河 村 英 一 加古川市尾上町養田1277-2 滝 本 弘 之	高砂	高砂漁業協同組合
高砂市伊保2丁目4-11 藤 本 喜 則 同 市高須17-12 井 村 義 範	伊保	伊保漁業協同組合
南あわじ市灘土生728-75 西 山 正 之 同 市阿万塩屋町707 北 本 勉	南淡	南淡漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間 平成21年4月28日から同年5月12日まで
- (2) 縦覧場所 洲本加入区 洲本市海岸通1丁目6番18号 洲本漁業協同組合  
炬口加入区 同 市炬口1丁目1番1号 炬口漁業協同組合  
高砂加入区 高砂市高砂町材木町1198番地 高砂漁業協同組合  
伊保加入区 同 市高須18-8 伊保漁業協同組合  
南淡加入区 南あわじ市灘土生45 南淡漁業協同組合



**兵庫県告示第535号**

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成21年4月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名

株式会社カネカ高砂工業所  
 高砂市高砂町宮前町1番8号  
 取締役常務執行役員高砂工業所長 叶 敏 次

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

株式会社カネカ高砂工業所  
 高砂市高砂町宮前町1番8号

(3) 特定施設に関する事項

種 類	37号タ 廃ガス洗浄施設 (No. 1)		37号タ 廃ガス洗浄施設 (No. 2)		
能 力	14,400Nm <sup>3</sup> /時		12,000Nm <sup>3</sup> /時		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後		同 左		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後1.5箇月		同 左		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後		同 左		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続		同 左		
使用時間の季節的変動の概要	なし		同 左		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度 (水素指数)	10~14	13~14	6~8	6~8
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	160	200	2以下	2
	浮遊物質 (単位 mg/L)	15	25	1以下	1
	窒素含有量 (単位 mg/L)	1以下	1	1以下	1
	りん含有量 (単位 mg/L)	0.1以下	0.1	0.1以下	0.1
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	0	1	0	1
	1,2-ジクロロエタン (単位 mg/L)	50以下	50	50以下	50
ダイオキシン類 (単位 pg-TEQ/L)	35以下	35	20以下	20	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日)	24	25	10以下	10	

備考 汚水等を再利用するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成21年4月28日から同年5月19日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水質課及び高砂市生活環境部環境政策課



兵庫県告示第536号

測量法 (昭和24年法律第188号) 第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成21年4月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
基本測量（一等磁気測量）
- 2 作業期間  
平成21年5月11日から平成22年2月26日まで
- 3 作業地域  
南あわじ市



**兵庫県告示第537号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成21年4月28日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間  
平成20年12月17日から平成21年3月31日まで
- 3 作業地域  
尼崎市東園田町



**兵庫県告示第538号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成21年4月28日から供用を開始する。

その関係図面は、平成21年4月28日から2週間、丹波県民局丹波土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年4月28日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
国道 175号	丹波市氷上町石生字長者ヶ谷588番から 同 市氷上町石生字竹原560番1まで	旧	7.0から 16.0まで	492.0	
		新	9.0から 22.0まで	492.0	



**兵庫県告示第539号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成21年4月28日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成21年4月28日から2週間、但馬県民局養父土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年4月28日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考

国道 4 2 7 号	朝来市山東町柴字蔵持249番1から 同 市山東町柴字蔵持228番1まで	旧	8.0から 18.0まで	93.0
		新	8.0から 14.0まで	93.0



**兵庫県告示第540号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成21年4月28日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成21年4月28日から2週間、丹波県民局丹波土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年4月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 市野々西野々線	篠山市奥原山字五兵衛谷201番1から 同 市中原山字鳥居本1番2まで	旧	3.0から 18.0まで	1,320.0	
		新	11.0から 30.0まで	1,343.0	
県道 三田篠山線	篠山市小枕字馬場脇之坪498番3から 同 市北字内垣内ノ坪214番1まで	旧	4.0から 47.0まで	1,517.0	
		新	5.0から 57.0まで	1,527.0	



**兵庫県告示第541号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成21年4月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
三宅Ⅱ (123040001)	養父市三宅（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊
三宅(3)Ⅰ (123040002)	養父市三宅（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊
三宅(1)Ⅰ (123040003)	養父市三宅（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊
耳堂(3)Ⅱ (123040004)	養父市三宅（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊
三宅(2)Ⅰ (123040005)	養父市三宅（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊

耳堂(2)Ⅱ (123040006)	養父市三宅(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊
耳堂(1)Ⅱ (123040007)	養父市三宅(別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊
耳堂Ⅰ (123040008)	養父市三宅(別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊
向三宅Ⅱ (123040009)	養父市三宅(別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊
大谷(3)Ⅰ (123040010)	養父市大谷(別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊
大谷Ⅱ (123040011)	養父市大谷(別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊
大谷(1)Ⅰ (123040012)	養父市大谷(別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊
奥村Ⅰ (123040013)	養父市大谷(別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊
大谷(2)Ⅰ (123040014)	養父市大谷(別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊
万久里(1)Ⅰ (123040015)	養父市万久里(別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊
万久里(2)Ⅱ (123040016)	養父市万久里(別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊
万久里(1)Ⅱ (123040017)	養父市万久里(別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊
万久里(2)Ⅰ (123040018)	養父市万久里(別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊
和多田Ⅰ (123040019)	養父市尾崎(別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊
尾崎Ⅰ (123040020)	養父市尾崎(別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊
片岡Ⅰ (123040021)	養父市関宮(別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊
関宮Ⅱ (123040022)	養父市関宮(別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊
関宮(1)Ⅰ (123040023)	養父市関宮(別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊
関宮(2)Ⅰ (123040024)	養父市関宮(別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊
相地Ⅰ (123040025)	養父市関宮(別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊
八木谷(4)Ⅱ (123040026)	養父市関宮(別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊
八木谷(3)Ⅱ (123040027)	養父市関宮(別図27のとおり)	急傾斜地の崩壊

八木谷 I (123040028)	養父市関宮 (別図28のとおり)	急傾斜地の崩壊
八木谷(1) II (123040029)	養父市関宮 (別図29のとおり)	急傾斜地の崩壊
吉井 I (123040030)	養父市吉井 (別図30のとおり)	急傾斜地の崩壊
吉井 II (123040031)	養父市吉井 (別図31のとおり)	急傾斜地の崩壊
中瀬(2) II (123040032)	養父市中瀬 (別図32のとおり)	急傾斜地の崩壊
中瀬(1) I (123040033)	養父市中瀬 (別図33のとおり)	急傾斜地の崩壊
中瀬(2) I (123040034)	養父市中瀬 (別図34のとおり)	急傾斜地の崩壊
中瀬(1) II (123040035)	養父市中瀬 (別図35のとおり)	急傾斜地の崩壊
足坂 I (123040036)	養父市中瀬 (別図36のとおり)	急傾斜地の崩壊
足坂 II (123040037)	養父市中瀬 (別図37のとおり)	急傾斜地の崩壊
摺鉢(4) II (123040038)	養父市轟 (別図38のとおり)	急傾斜地の崩壊
摺鉢(3) II (123040039)	養父市轟 (別図39のとおり)	急傾斜地の崩壊
摺鉢(2) II (123040040)	養父市轟 (別図40のとおり)	急傾斜地の崩壊
摺鉢(1) II (123040041)	養父市轟 (別図41のとおり)	急傾斜地の崩壊
轟 I (123040042)	養父市轟 (別図42のとおり)	急傾斜地の崩壊
尾原 I (123040043)	養父市出合 (別図43のとおり)	急傾斜地の崩壊
尾原(3) II (123040044)	養父市出合 (別図44のとおり)	急傾斜地の崩壊
尾原(2) II (123040045)	養父市出合 (別図45のとおり)	急傾斜地の崩壊
尾原(1) II (123040046)	養父市出合 (別図46のとおり)	急傾斜地の崩壊
出合(1) I (123040047)	養父市出合 (別図47のとおり)	急傾斜地の崩壊
出合(4) II (123040048)	養父市出合 (別図48のとおり)	急傾斜地の崩壊
出合(2) I (123040049)	養父市出合 (別図49のとおり)	急傾斜地の崩壊

小路頃(2) I (123040050)	養父市出合 (別図50のとおり)	急傾斜地の崩壊
出合(3) II (123040051)	養父市出合 (別図51のとおり)	急傾斜地の崩壊
葛畑(3) II (123040052)	養父市葛畑 (別図52のとおり)	急傾斜地の崩壊
葛畑(3) I (123040053)	養父市葛畑 (別図53のとおり)	急傾斜地の崩壊
葛畑(2) II (123040054)	養父市葛畑 (別図54のとおり)	急傾斜地の崩壊
葛畑(1) I (123040055)	養父市葛畑 (別図55のとおり)	急傾斜地の崩壊
葛畑(1) II (123040056)	養父市葛畑 (別図56のとおり)	急傾斜地の崩壊
安井(3) II (123040057)	養父市安井 (別図57のとおり)	急傾斜地の崩壊
安井(2) II (123040058)	養父市安井 (別図58のとおり)	急傾斜地の崩壊
安井(1) II (123040059)	養父市安井 (別図59のとおり)	急傾斜地の崩壊
安井 I (123040060)	養父市安井 (別図60のとおり)	急傾斜地の崩壊
鶴縄(1) I (123040061)	養父市鶴縄 (別図61のとおり)	急傾斜地の崩壊
鶴縄(2) I (123040062)	養父市鶴縄 (別図62のとおり)	急傾斜地の崩壊
出合(1) II (123040063)	養父市出合 (別図63のとおり)	急傾斜地の崩壊
小路頃(1) I (123040064)	養父市小路頃 (別図64のとおり)	急傾斜地の崩壊
川原場(2) II (123040065)	養父市川原場 (別図65のとおり)	急傾斜地の崩壊
川原場 I (123040066)	養父市川原場 (別図66のとおり)	急傾斜地の崩壊
川原場(1) II (123040067)	養父市川原場 (別図67のとおり)	急傾斜地の崩壊
別宮 I (123040068)	養父市別宮 (別図68のとおり)	急傾斜地の崩壊
別宮 II (123040069)	養父市別宮 (別図69のとおり)	急傾斜地の崩壊
外野(1) I (123040070)	養父市外野 (別図70のとおり)	急傾斜地の崩壊
外野(2) I (123040071)	養父市外野 (別図71のとおり)	急傾斜地の崩壊

草出(2)Ⅱ (123040072)	養父市草出(別図72のとおり)	急傾斜地の崩壊
草出Ⅰ (123040073)	養父市草出(別図73のとおり)	急傾斜地の崩壊
草出(1)Ⅱ (123040074)	養父市草出(別図74のとおり)	急傾斜地の崩壊
梨ヶ原(2)Ⅰ (123040075)	養父市梨ヶ原(別図75のとおり)	急傾斜地の崩壊
梨ヶ原(1)Ⅰ (123040076)	養父市梨ヶ原(別図76のとおり)	急傾斜地の崩壊
丹戸(2)Ⅰ (123040077)	養父市丹戸(別図77のとおり)	急傾斜地の崩壊
丹戸(1)Ⅰ (123040078)	養父市丹戸(別図78のとおり)	急傾斜地の崩壊
岡(2)Ⅰ (123040079)	養父市丹戸(別図79のとおり)	急傾斜地の崩壊
岡(1)Ⅰ (123040080)	養父市丹戸(別図80のとおり)	急傾斜地の崩壊
奈良尾(2)Ⅰ (123040081)	養父市奈良尾(別図81のとおり)	急傾斜地の崩壊
奈良尾(1)Ⅰ (123040082)	養父市奈良尾(別図82のとおり)	急傾斜地の崩壊
福定(2)Ⅰ (123040083)	養父市福定(別図83のとおり)	急傾斜地の崩壊
福定(1)Ⅰ (123040084)	養父市福定(別図84のとおり)	急傾斜地の崩壊
大久保(1)Ⅰ (123040085)	養父市大久保(別図85のとおり)	急傾斜地の崩壊
大久保Ⅰ (123040086)	養父市大久保(別図86のとおり)	急傾斜地の崩壊
大久保(2)Ⅰ (123040087)	養父市大久保(別図87のとおり)	急傾斜地の崩壊
奥谷川Ⅰ (223040001)	養父市三宅(別図88のとおり)	土石流
アミダ川Ⅰ (223040002)	養父市三宅(別図89のとおり)	土石流
深田川Ⅰ (223040003)	養父市三宅(別図90のとおり)	土石流
西ノ谷川Ⅰ (223040004)	養父市三宅(別図91のとおり)	土石流
滝本川Ⅰ (223040005)	養父市三宅(別図92のとおり)	土石流
寺地川Ⅰ (223040006)	養父市大谷(別図93のとおり)	土石流

尾和田川 I (223040007)	養父市大谷 (別図94のとおり)	土石流
ミビラ川 I (223040008)	養父市大谷 (別図95のとおり)	土石流
小谷川 I (223040009)	養父市大谷 (別図96のとおり)	土石流
大谷川 I (223040010)	養父市大谷 (別図97のとおり)	土石流
奥谷川 I (223040011)	養父市大谷 (別図98のとおり)	土石流
下高尾谷川 I (223040012)	養父市万久里 (別図99のとおり)	土石流
中高尾谷川 I (223040013)	養父市万久里 (別図100のとおり)	土石流
宮ノ尾谷川 II (223040014)	養父市万久里 (別図101のとおり)	土石流
さくら川 II (223040015)	養父市万久里 (別図102のとおり)	土石流
茶ヶ谷川 II (223040016)	養父市万久里 (別図103のとおり)	土石流
花盛川 I (223040017)	養父市尾崎 (別図104のとおり)	土石流
二見川 I (223040018)	養父市尾崎 (別図105のとおり)	土石流
尾崎川 I (223040019)	養父市尾崎 (別図106のとおり)	土石流
城山川 I (223040020)	養父市関宮 (別図107のとおり)	土石流
片岡川 I (223040021)	養父市関宮 (別図108のとおり)	土石流
お大師川 I (223040022)	養父市関宮 (別図109のとおり)	土石流
山根川 I (223040023)	養父市関宮 (別図110のとおり)	土石流
四反田川 I (223040024)	養父市関宮 (別図111のとおり)	土石流
相地川 I (223040025)	養父市関宮 (別図112のとおり)	土石流
ムクロジ川 II (223040026)	養父市関宮 (別図113のとおり)	土石流
上ヶ谷川 I (223040027)	養父市関宮 (別図114のとおり)	土石流
横次川 II (223040028)	養父市関宮 (別図115のとおり)	土石流

アワン谷川 I (223040029)	養父市下吉井 (別図116のとおり)	土石流
鐘鑄場川 I (223040030)	養父市吉井 (別図117のとおり)	土石流
円光寺川 I (223040031)	養父市吉井 (別図118のとおり)	土石流
中瀬川 I (223040032)	養父市中瀬 (別図119のとおり)	土石流
足坂川 I (223040033)	養父市中瀬 (別図120のとおり)	土石流
岩屋川 II (223040034)	養父市轟 (別図121のとおり)	土石流
下塩谷川 I (223040035)	養父市出合 (別図122のとおり)	土石流
上塩谷川 I (223040036)	養父市出合 (別図123のとおり)	土石流
轟川 I (223040037)	養父市出合 (別図124のとおり)	土石流
法ノ木谷川 I (223040038)	養父市出合 (別図125のとおり)	土石流
宮ノ谷川 I (223040039)	養父市出合 (別図126のとおり)	土石流
小松川 II (223040040)	養父市葛畑 (別図127のとおり)	土石流
奥の谷川 I (223040041)	養父市葛畑 (別図128のとおり)	土石流
別宮川 I (223040042)	養父市葛畑 (別図129のとおり)	土石流
神場川 II (223040043)	養父市葛畑 (別図130のとおり)	土石流
荒倉川 II (223040044)	養父市葛畑 (別図131のとおり)	土石流
小谷川 I (223040045)	養父市安井 (別図132のとおり)	土石流
安井川 I (223040046)	養父市安井 (別図133のとおり)	土石流
廣土川 I (223040047)	養父市安井 (別図134のとおり)	土石流
岸谷川 I (223040048)	養父市鶴縄 (別図135のとおり)	土石流
コミノ谷川 I (223040049)	養父市鶴縄 (別図136のとおり)	土石流
ヲミノ谷川 I (223040050)	養父市鶴縄 (別図137のとおり)	土石流

荒倉谷川Ⅱ (223040051)	養父市鶴縄（別図138のとおり）	土石流
川原場川Ⅰ (223040052)	養父市川原場（別図139のとおり）	土石流
鳥居谷川Ⅰ (223040053)	養父市外野（別図140のとおり）	土石流
ウルシ谷川Ⅰ (223040054)	養父市外野（別図141のとおり）	土石流
イボン谷川Ⅰ (223040055)	養父市草出（別図142のとおり）	土石流
東谷川Ⅱ (223040056)	養父市草出（別図143のとおり）	土石流
サバン谷川Ⅰ (223040057)	養父市草出（別図144のとおり）	土石流
丹戸川Ⅰ (223040058)	養父市丹戸（別図145のとおり）	土石流
草谷川Ⅰ (223040059)	養父市奈良尾（別図146のとおり）	土石流
古畑下谷川Ⅰ (223040060)	養父市福定（別図147のとおり）	土石流
大川Ⅰ (223040061)	養父市大久保（別図148のとおり）	土石流

（別図 1 から別図148までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、但馬県民局養父土木事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第542号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成21年 4 月 28 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画の種類及び名称  
神戸国際港都建設計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
神戸市



**兵庫県告示第543号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成21年 4 月 28 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画の種類及び名称  
神戸国際港都建設計画区域区分

- 2 都市計画を変更する土地の区域  
神戸市



**兵庫県告示第544号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成21年 4 月 28 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画の種類及び名称  
神戸国際港都建設計画都市再開発の方針
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
神戸市



**兵庫県告示第545号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、次の都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成21年 4 月 28 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画の種類及び名称  
神戸国際港都建設計画住宅市街地の開発整備の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域  
神戸市



**兵庫県告示第546号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成21年 4 月 28 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画の種類及び名称  
神戸国際港都建設計画防災街区整備方針
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
神戸市



**兵庫県告示第547号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成21年 4 月 28 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画の種類及び名称  
阪神間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

- 2 都市計画を変更する土地の区域  
尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市及び川辺郡猪名川町



**兵庫県告示第548号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成21年 4 月 28 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画の種類及び名称  
阪神間都市計画区域区分
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
西宮市、芦屋市、宝塚市、川西市及び三田市



**兵庫県告示第549号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成21年 4 月 28 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画の種類及び名称  
阪神間都市計画用途地域
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
西宮市、芦屋市、川西市及び三田市



**兵庫県告示第550号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成21年 4 月 28 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画の種類及び名称  
阪神間都市計画特別緑地保全地区  
会下山特別緑地保全地区
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
芦屋市三条町



**兵庫県告示第551号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成21年 4 月 28 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画の種類及び名称

阪神間都市計画都市再開発の方針

2 都市計画を変更する土地の区域

尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市及び川辺郡猪名川町



兵庫県告示第552号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、次の都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成21年 4 月 28 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 都市計画の種類及び名称

阪神間都市計画住宅市街地の開発整備の方針

2 都市計画を定める土地の区域

尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市及び川辺郡猪名川町



兵庫県告示第553号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成21年 4 月 28 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 都市計画の種類及び名称

阪神間都市計画防災街区整備方針

2 都市計画を変更する土地の区域

尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市及び川辺郡猪名川町



兵庫県告示第554号

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和35年兵庫県規則第19号）附則第7項に規定する知事が定める日は、同項に掲げる駐車場のうち次に掲げるものにあつては、平成21年 4 月 30 日とする。

平成21年 4 月 28 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名称	位置
伊丹小松原鉄筋住宅駐車場	伊丹市西野 8 丁目
宝塚御所ノ前鉄筋住宅駐車場	宝塚市伊子志 4 丁目



兵庫県告示第555号

昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部を次のように改正し、告示の日から適用する。

平成21年 4 月 28 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

表収入証紙売りさばき人 社団法人兵庫県食品衛生協会の項中

「				」
	赤穂食品衛生協会	赤穂市加里屋		

を  
「

赤穂食品衛生協会	赤穂市加里屋
赤穂食品衛生協会相生 出張所	相生市旭
赤穂食品衛生協会上郡 出張所	赤穂郡上郡町上郡

」

に改める。

公 告

**兵庫県労働委員会の労働者委員候補者及び使用者委員候補者の推薦を求める公告**

兵庫県労働委員会の委員の任期が満了するので、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定に基づき、労働組合及び使用者団体にそれぞれ次により次期委員の候補者の推薦を求める。

平成21年 4 月 28 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 推薦資格を有する者

(1) 労働者委員候補者の推薦

兵庫県の区域内のみに組織を有し、労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の兵庫県労働委員会の証明を得た労働組合

(2) 使用者委員候補者の推薦

兵庫県の区域内のみに組織を有し、労働問題を取り扱うことが主な目的であるか又は業務の主要な部分である使用者団体

2 被推薦者

禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。  
なお、一般職の国家公務員又は地方公務員である場合には、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第104条又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条の規定による許可が必要である。

3 推薦期間

平成21年 4 月 30 日（木）から同年 6 月 12 日（金）まで

4 推薦に必要な提出書類

(1) 労働者委員候補者の推薦

ア 兵庫県産業労働部政策労働局労政福祉課及び各県民局県民室商工労政課備付けの推薦書及び候補者経歴書

イ 推薦に係る労働組合が労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の当該候補者の推薦に係る兵庫県労働委員会の資格審査証明書（資格審査に当たっては、相当の期間を要する場合がある。）

(2) 使用者委員候補者の推薦

兵庫県産業労働部政策労働局労政福祉課備付けの推薦書及び候補者経歴書

5 推薦書類の提出先

(1) 労働者委員候補者の推薦

兵庫県産業労働部政策労働局労政福祉課又は各県民局県民室商工労政課

(2) 使用者委員候補者の推薦

兵庫県産業労働部政策労働局労政福祉課



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成21年 4 月 28 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
淡路市久留麻字森口2066番1の一部、2067番1の一部、2067番4、2067番7、2068番1、2068番3、2069番1の一部、2070番1の一部、2071番の一部、2075番、2076番の一部、2077番の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
堺市西区鳳東町4丁401番地1  
コーナン商事株式会社 代表取締役 疋田 耕造
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成19年12月10日  
兵庫県指令淡路(建)第1-4号(19淡路)

## 病 院 局 公 告

### 政府調達に関する協定に係るプロポーザルの募集公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるプロポーザルの募集を実施する。

平成21年4月28日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県立加古川病院長 千原和夫

- 1 プロポーザルの概要
  - (1) 名称  
兵庫県立加古川病院移転業務委託に係るプロポーザル
  - (2) 募集要領  
別途配布する「兵庫県立加古川病院移転業務委託業者選定に係る企画提案募集要領」(以下「募集要領」という。)による。
  - (3) 履行期間  
契約締結日から平成21年11月30日(月)まで
  - (4) 履行場所  
県立加古川病院 加古川市加古川町粟津770-1(兵庫県立加古川医療センターの開設に伴い廃止予定)  
県立加古川医療センター 同 市神野町神野203(平成21年11月開設予定)
- 2 参加資格
  - (1) 日本国内において、過去5年以内で3件以上一般病床300床以上の病院における移転業務経験を有する者であること。
  - (2) 敷地内移転でない入院患者移送業務を遂行できる者であること。
  - (3) 県立加古川病院に、病院移転業務を経験している者を駐在させることができる者であること。
  - (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による資格制限を、本公告の日から企画提案書の受付期間の末日までの間において受けていない者であること。
  - (5) 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止を、本公告の日から企画提案書の受付期間の末日までの間において受けていない者であること。
  - (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- 3 参加手続き
  - (1) 事務局  
〒675-8555 加古川市加古川町粟津770-1  
県立加古川病院総務部総務課 担当 細川  
電話(079)423-0001 内線 2007・2009
  - (2) 募集要領の配布
    - ア 配布期間  
平成21年5月1日(金)から同月19日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)
    - イ 配布場所

上記(1)に同じ

(3) 説明会

本プロポーザルに参加を希望する者は、原則として以下に示す説明会に参加すること。

ア 日時

平成21年5月20日(水) 午後3時から

イ 場所

県立加古川病院 管理棟3階大会議室

ウ 留意事項

出席は、1社当たり2名以内とする。

(4) 参加表明書

ア 提出方法

所定の参加表明書様式により行うこととし、持参又は郵送とする。

イ 受付期間

平成21年5月1日(金)から同月29日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)。郵送の場合は、平成21年5月29日(金)必着とする。

ウ 提出場所

上記(1)に同じ

(5) 質問及び回答

ア 質問方法

質問については、所定の質問書様式により行うこととし、持参又は郵送とする。

イ 受付期間

平成21年5月20日(水)から同月29日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)。郵送の場合は、平成21年5月29日(金)必着とする。

ウ 回答方法

平成21年6月1日(月)から同月3日(水)までの午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)の間に、閲覧方式により行う。

エ 質問様式提出場所及び回答閲覧場所

上記(1)に同じ

(6) 企画提案書

ア 提出方法

持参又は郵送とする。

イ 受付期間

平成21年5月20日(水)から同年6月8日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)。郵送の場合は、平成21年6月8日(月)必着とする。

ウ 提出場所

上記(1)に同じ

エ 提出書類

募集要領に定める。

(7) プレゼンテーション

ア 企画提案書を提出した者に対し、プレゼンテーションを実施することができる。

イ プレゼンテーションを開催する場合、開催の日時、場所等については、参加者に対し別途連絡する。

4 当選者の選考、決定及び通知の方法

(1) 選考方法

選考は、「兵庫県立加古川病院移転業務委託業者選定委員会」(以下「委員会」という。)において行う。

(2) 決定方法

委員会の選考結果に基づき、当選者となる順位を決定する。

(3) 選考結果の通知

選考結果は、参加者全員に対して文書で通知する。

(4) 当選後の取扱い

当選者は、「兵庫県立加古川病院移転業務委託契約」の契約予定者となる。

5 その他

- (1) 書類作成において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 留意事項
  - ア 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。
  - イ 提出書類は、非公開とする。
  - ウ 提出書類は、返却しない。
  - エ 提出書類について、この書面及び募集要領に定める様式に適合しない場合は、無効とすることがある。
  - オ 提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、指名停止の措置を行うことがある。
  - カ 原則として、書類提出後の記載内容の変更は認めない。
- (3) 参加に要する費用  
本プロポーザルに要する費用は、参加者の負担とする。
- (4) その他  
詳細は、募集要領による。

6 Summary for the Notice of Forthcoming Competition

- (1) Name and title of head of the procuring entity:  
Kazuo Chihara, The director of Hyogo Prefectural Kakogawa Hospital
- (2) Nature and quantity of the service(s) to be required:  
Proposals for complete set of removalservices for Hyogo Prefectural Kakogawa Hospital
- (3) The acceptance period for the submission of proposals:  
From 9:00 to 16:00 every weekday from Wednesday, May 20 through Monday, June 8, 2009
- (4) Contact point for the notice:  
Mr.Hosokawa, General Affairs Division, General Affairs Department,  
Hyogo Prefectural Kakogawa Hospital,  
770-1 awazu, Kakogawa-chou, Kakogawa-city, Hyogo Prefecture 675-8555  
TEL (079) 423-0001 extension 2007, 2009

正 誤

○平成20年 6 月 13 日付け兵庫県公報号外中

平成20年 6 月 13 日（号外）公布兵庫県条例第35号兵庫県税条例の一部を改正する条例附則第15条の次に 1 条を加える改正規定及び附則第 1 項第 6 号中「長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第 号）」は、平成20年12月 5 日長期優良住宅の普及の促進に関する法律の公布により「長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）」となった。



○平成21年 3 月 23 日付け兵庫県公報号外中

平成21年 3 月 23 日（号外）公布兵庫県条例第10号兵庫県税条例等の一部を改正する条例の次の表の左欄に掲げるページ及び行中それぞれ同表の中欄に掲げる字句は、平成21年 3 月 31 日地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令の公布により、それぞれ同表の右欄に掲げる字句となった。

52ページ下から10	政令第 条	政令第42条の 2
53ページ上から23	施行規則第 条	施行規則第 8 条の16
53ページ上から24	施行規則第 条	施行規則第 8 条の17
54ページ下から16	施行規則第 条	施行規則第 8 条の19
56ページ下から20	政令第 条	政令第43条の 2

56ページ下から4	政令第 条	政令第43条の3第1項各号
57ページ上から5	政令第 条	政令第43条の5
57ページ上から17	政令第 条	政令第43条の6
57ページ上から18	政令第 条	政令第43条の6
59ページ下から9	政令第 条	政令第43条の15第15項各号
60ページ上から6	政令第 条	政令第43条の15第13項
60ページ上から10	政令第 条	政令第43条の15第9項
60ページ上から13	政令第 条	政令第43条の15第16項
60ページ下から16	政令第 条	政令第43条の15第13項
60ページ下から15	政令第 条	政令第43条の15第13項
64ページ下から6	施行規則第 条	施行規則附則第4条の4第2項
64ページ下から3	施行規則第 条	施行規則附則第4条の4第3項
65ページ上から3	施行規則第 条	施行規則附則第4条の4第4項
65ページ上から6	施行規則第 条	施行規則附則第4条の4第5項
65ページ上から11	施行規則第 条	施行規則附則第4条の4第6項
65ページ上から17	施行規則第 条	施行規則附則第4条の4第7項
65ページ上から19	施行規則第 条	施行規則附則第4条の4第8項
65ページ上から22	施行規則第 条	施行規則附則第4条の4第9項
65ページ上から24	施行規則第 条	施行規則附則第4条の4第10項
65ページ上から27	施行規則第 条	施行規則附則第4条の4第11項
65ページ下から19	施行規則第 条	施行規則附則第4条の4第12項
65ページ下から17	施行規則第 条	施行規則附則第4条の4第13項
65ページ下から11	施行規則第 条	施行規則附則第4条の4第14項
65ページ下から8	施行規則第 条	施行規則附則第4条の4第15項
65ページ下から3	施行規則第 条	施行規則附則第4条の4第16項
66ページ上から1	施行規則第 条	施行規則附則第4条の4第17項
66ページ上から15	施行規則第 条	施行規則附則第4条の4第18項
66ページ上から16	施行規則第 条	施行規則附則第4条の4第19項
66ページ上から19	施行規則第 条	施行規則附則第4条の4第20項
66ページ上から20	施行規則第 条	施行規則附則第4条の4第21項
66ページ上から22	施行規則第 条	施行規則附則第4条の4第22項
66ページ上から23	施行規則第 条	施行規則附則第4条の4第23項
66ページ下から22	施行規則第 条	施行規則附則第4条の4第24項

66ページ下から20	施行規則第 条	施行規則附則第4条の4第25項
66ページ下から14	施行規則第 条	施行規則附則第4条の4第26項
66ページ下から9	施行規則第 条	施行規則附則第4条の4第27項
67ページ上から3	政令第 条	政令附則第10条の2の2第1項
67ページ上から5	政令第 条	政令附則第10条の2の2第1項
67ページ上から6	政令第 条	政令附則第10条の2の2第2項
67ページ上から7	政令第 条	政令附則第10条の2の2第3項
67ページ上から7	施行規則第 条	政令附則第10条の2の2第3項
67ページ上から9	政令第 条に規定する者	政令附則第10条の2の2第4項に規定する者
67ページ上から9	政令第 条に規定する機械	政令附則第10条の2の2第5項に規定する機械
67ページ上から11	政令第 条	政令附則第10条の2の2第6項
67ページ上から12	政令第 条	政令附則第10条の2の2第6項
69ページ上から16	平成21年法律第 号	平成21年法律第9号